

いのちを守る

第2次佐渡市自殺対策計画

～『ありがとう』でつながる島 佐渡～



計画策定の趣旨

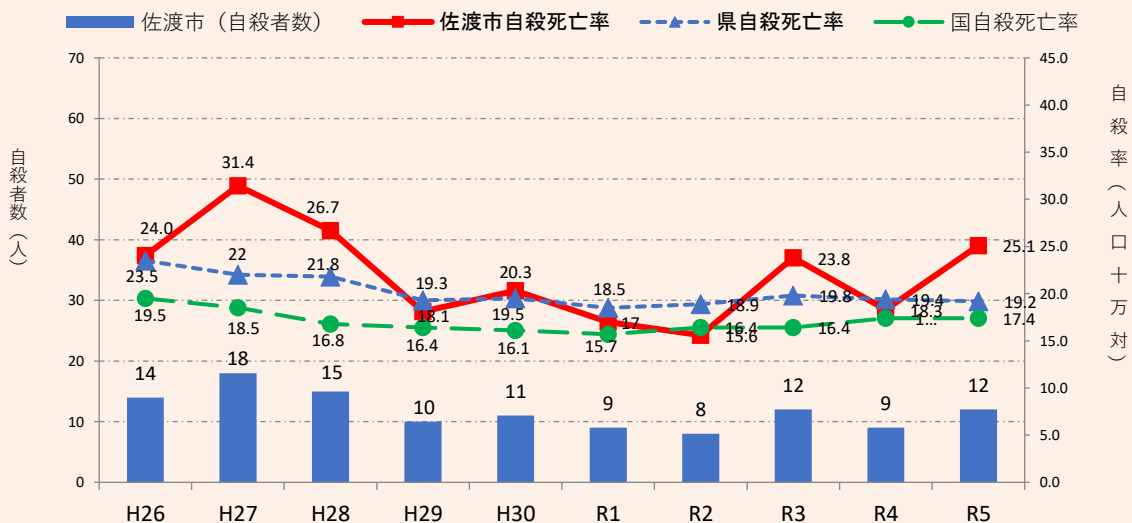
佐渡市では、平成31年3月に「いのちを守る 佐渡市自殺対策計画」を策定し、自殺対策を推進してきました。令和7年度末に「いのちを守る 佐渡市自殺対策計画」の計画期間終了に伴い、自殺総合対策大綱や佐渡市の実態を踏まえつつ、より一層の自殺対策の充実を図るため、「いのちを守る 第2次佐渡市自殺対策計画」を策定いたしました。

【計画の期間】 令和8年度から令和16年度までの9年間

佐渡市の自殺の現状と課題

1 佐渡市の自殺者数・自殺死亡率

令和元年から令和5年の佐渡市の自殺者数の平均は10人となっています。また、佐渡市の自殺死亡率は、全国及び新潟県を上回っている状況です。



2. 佐渡市の自殺実態の特徴

厚生労働省の「地域における自殺の基礎資料」より、以下の方に自殺が多い特徴がみられました。

- ・男性は女性の3.3倍多く、40代・60代・80代以上に多く、女性では60代以降の独居女性が多い状況でした。
- ・男女ともに健康問題を抱えている人に多く、有職者より無職者に多い状況です。



【基本理念】

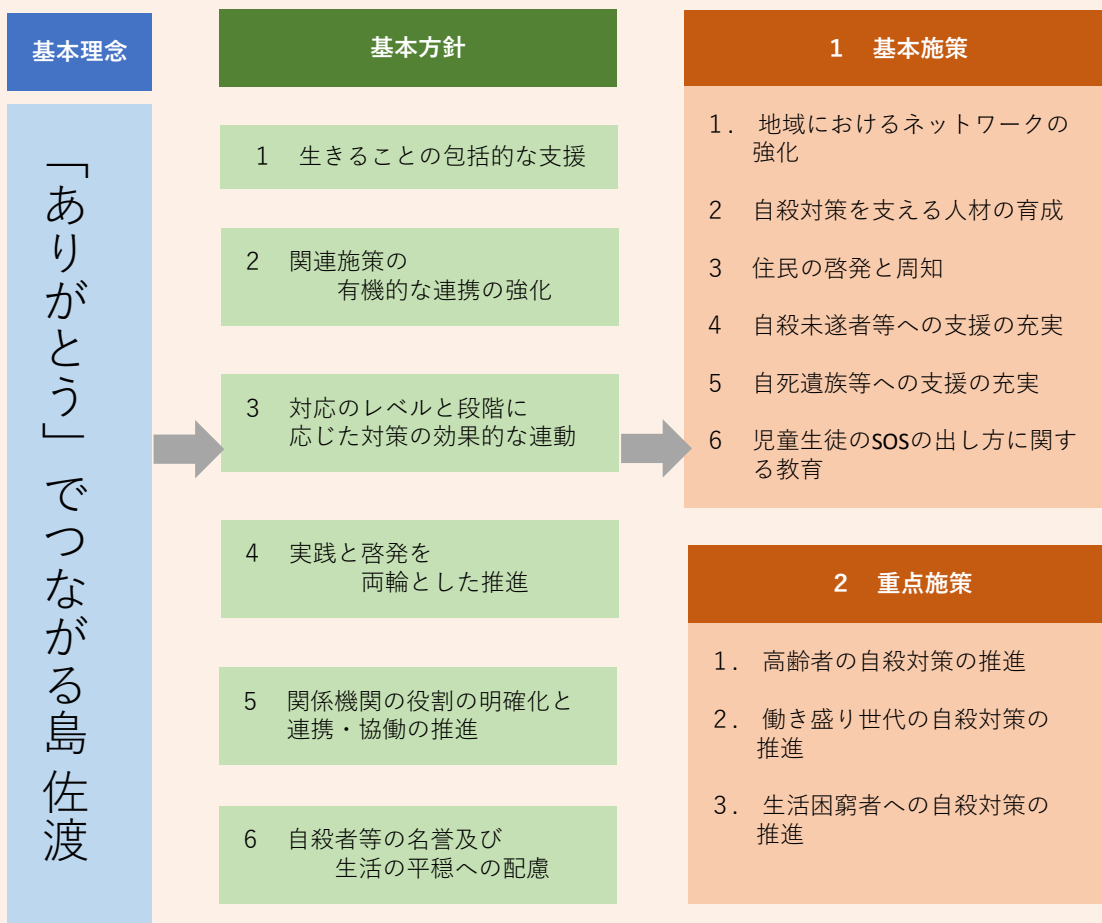
「ありがとう」を言いあえる人と人とのつながりを大切にし、
孤立を防ぎ、自己肯定感・自己有用感を育んでいけるような

「ありがとう」でつながる島 佐渡

【施策体系】

国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において、全ての自治体
で取り組むべきとされている5つの「基本施策」と、佐渡市における自
殺の実情等を踏まえてまとめた3つの「重点施策」で構成されています。

佐渡市の自殺対策を「生きることの包括的な支援」として、地域全体
で推進していきます。





6つの基本施策

① 地域におけるネットワークの強化

自殺対策に特化したネットワークだけでなく、他の事業を通じて地域に展開されているネットワーク等と自殺対策との連携の強化にも取り組んでいきます。

多世代にまたがる課題、虐待のように複雑かつ多様な課題に対しては、関係機関相互の連携のもと支援を行っていきます。

② 自殺対策を支える人材の育成

身近な地域で支え手となる市民を増やすとともに、様々な分野の専門職や、民生委員・児童委員・ボランティアなど地域で自殺対策に取り組む人・団体とも連携し、地域のネットワークの担い手となる人材の育成を引き続き行います。

③ 住民の啓発と周知

自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、暮らしの危機に陥った場合には、誰かに援助を求めることが必要なことであり、適切だということが社会全体の共通認識となるように普及啓発活動を推進します。

④ 自殺未遂者等への支援の充実

自殺未遂者は、再企図の恐れがあり自殺のリスクが高いと言われています。

佐渡市では、自死をされた方の約2割に自殺未遂歴がある状況でした。

この2割の未遂者が再び自殺に追い込まれることがないように、家族を含めた適切な支援につなげます。

⑤ 自死遺族等への支援の充実

自死遺族は深い悲しみや自責の念、死別により沸き起こる苦悩などを抱える人が多くいます。身近な場所へ相談しづらい傾向があるため、適切な支援につながるよう広域的な関係機関の情報提供等を行います。また、遺族が自殺に追い込まれることがないように、状況を配慮し段階に応じた支援を行います。

⑥ 児童生徒のsosの出し方に関する教育

児童生徒が困難やストレスに直面した際に、信頼できる大人（保護者・教職員・地域の相談窓口等）に助けの声を上げられることを目指します。

また、児童生徒が出したS O Sに気づき、どのように受け止め、どこにつなげるか身近な人の理解を促します。



3つの重点施策

① 高齢者の自殺予防対策の推進

高齢者は、自己有用感の低下、身体の不調、配偶者や親しい人との離別、環境の変化等、様々なストレスや不安を抱え、孤立しやすくなります。また、子どもに迷惑をかけたくないという心情から、自殺のリスクが高まる恐れもあります。

- ①支援者の「気づき」の力を高める
- ②生きがいと役割を実感できる地域づくり
- ③支援者への支援の強化

② 働き盛り世代の自殺予防対策の推進

勤務上の悩みや不安から、家庭での人間関係もうまくいかなくなり、睡眠や心身の不調につながっていく状況があります。また、近年は発達障がい等の特性から困っている人も増えています。

悩みや不安を抱えた人が適切な相談先や支援につながる取り組みが必要です。

- ①勤務問題による自殺リスクを減らすための相談体制の強化
- ②事業所で働く人に対する心身の健康づくりの普及
- ③地域におけるこころの健康づくりの推進

③ 生活困窮者の自殺予防対策の推進

生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業所において、包括的な支援を行うとともに、自殺対策に係る関係機関等とも緊密に連携していく必要があります。

- ①生活困窮者に対する「生きることの包括的な支援」の強化
- ②支援につながっていない人を、早期に支援へとつなぐための取り組みの強化
- ③多分野の関係機関との連携・協議

計画の数値目標

区分	令和元～令和5年の 5年間の平均	令和8～令和16年の 9年間の平均
自殺死亡率(人口10万人対)	20.0	14.0以下
年間自殺者数	10人	7人以下